

川崎区保育・子育て総合支援センターの取組みについて

I

はじめに

本市の公立保育所は、令和2年度をもって「行財政改革第2期プログラム」に基づく民営化が完了し、令和3年度からは各区3園での運営体制となります。また、このうち1園を保育・子育て総合支援センターとして順次整備し、各区における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として更なる機能強化を図っていきます。

今後に向けて、令和元年9月に開設した川崎区保育・子育て総合支援センターでのこれまでの取組みを振り返り、川崎市保育・子育て総合支援センターの強化すべき機能の方向性を確認していきます。

II

川崎区保育・子育て総合支援センターの設置

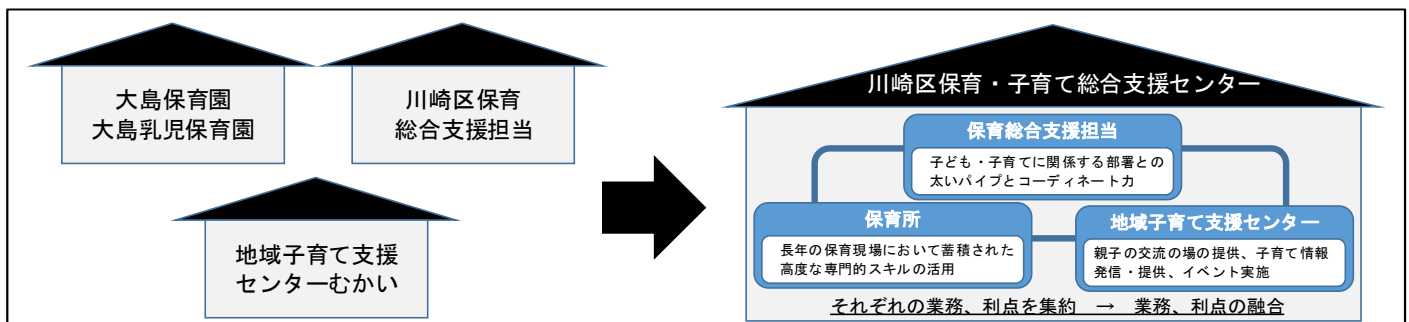
1 市内の保育サービスの提供主体の変遷と公立保育所の役割

急増する保育需要に対応するため、民間保育所の整備と公立保育所の民営化を推進したことにより、保育サービスの提供は、量的な主体は民間事業者が中心となりましたが、株式会社をはじめとする**新規参入事業者も増加する中**、川崎市における保育の質の確保・向上が求められ、**公立保育所が担う役割が重要となりました。**



2 保育・子育て総合支援センターとは

これまでも地域における保育や子育ての支援に際し、必要に応じて連携して取り組んできた「公立保育所」、「地域子育て支援センター」、「区保育総合支援担当」が同じ建物の中に入り、「**保育**」と「**子育て**」を**総合的に支援**していく新たな施設として開設しました。それぞれの強みを融合することにより、「**地域子ども・子育て支援**」、「**民間保育所等への支援**」、「**公・民保育所人材育成**」の3つの支援機能の強化を目指します。



3 川崎区保育・子育て総合支援センターの概要 (令和元年9月17日開設)

名 称	川崎区保育・子育て総合支援センター	位 置	川崎区大島4丁目17番2号
構造・規模	鉄骨造 地上4階建、延床面積 1,633.48 m ²		
施設内容	1・2階 保育室、医務室、面談室等 3階 地域子育て支援スペース、研修室、面談室、総合事務室等 4階 屋上園庭		
保育所機能	保育所定員155人、開所時間7:30~18:30(延長保育18:30~19:00) ※産休明け児及び医療的ケア児対応 一時預かり事業(定員10人)		

1 地域の子ども・子育て支援の機能

【主な取組】

■地域子育て支援センターの他、保育所においても一時保育、園庭開放等の多様な子育て支援メニューを提供

◎地域子育て支援センターの延べ利用者数（単位：人）※令和2年4月～5月自粛期間あり 6月～入替制で実施

月	R1. 9	10	11	12	R2. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
子ども	510	728	737	560	592	637	172	17	0	269	332	330	481
大人	464	816	659	628	505	568	151	15	0	225	313	307	440
合計	974	1,544	1,396	1,188	1,097	1,205	323	32	0	494	645	637	921

◎土曜開所（新規）（単位：人）※令和2年7月再開後は予約制とし、人数制限し実施

月	R1. 10	11	12	R2. 1	2	3	4	5	6	7	8	9
子ども	41	63	52	21	31					15	16	22
大人	34	56	53	23	23					18	19	23
総数	75	119	105	44	54					33	35	45

・大人参加人数のうち父親参加が約3分の1あり

◎一時預かり事業の延べ利用者数（単位：人）

月	R1. 11	12	R2. 1	2	3	4	5	6	7	8	9	登録者数
非定型	43	33	37	38	37	34	37	35	106	92	103	19
緊急一時	34	54	50	66	104	14	26	55	50	47	66	161
合計	77	87	87	104	141	48	63	90	156	139	169	180

◎保育所の園庭開放の延べ利用者数（単位：人）

月	R1. 9	10	11	12	R2. 1	2	3
子どもの人数		84	110	48	46	22	中止

※R2. 3月以降、感染予防のため中止

■保育所や地域子育て支援センター等を活用し、保育士・栄養士・看護師による講座や相談支援を実施

◎主な講座等 ※区役所の子育て支援事業にもスペースを提供

・個別相談・身体測定・保育連続講座・離乳食講座・歯磨き講座・保健講座・親子リトミック・栽培収穫体験 他

■地域での子育てにおける「互助」を担う人材の育成

◎主な講座等

・ボランティア養成講座・潜在保育士講座・中高生等の保育実習体験・多世代交流・子育て支援に関する個別相談 他

コロナ禍における新たな取組（全区で実施）

感染症拡大防止のため事業の自粛や中止が求められた。緊急事態宣言による外出の自粛などにより、自宅において子育てをしている親子への支援策として新たな取組を行った。（※5月12日事業開始 件数は川崎区内公立保育所での合計数）

- ① 対面での相談に加えメールと電話による相談の開始（※～6月30日まで152件 うちメール10件）
- ② 絵本貸出（年齢にあった絵本と手作りおもちゃキットの提供）（※～9月30日まで234件）

【効果】

■利用者の選択できるサービスが増え、組み合わせて利用することにより、子育て家庭の状況やその変化に応じた支援が提供できるようになった。また、一時保育等の支援の場を効果的に活用することにより、要支援家庭への対応について、区役所等の関係機関との連携が円滑になった。

■専門職（保育士・看護師・栄養士）が常駐し、地域子育て支援センターと連携した事業の実施の他、タイムリーに相談に対応することができるようになるとともに、一人ひとりの発達に見合った支援のコーディネートが可能となった。

2 民間保育所等への支援・公民保育所の人材育成

■実践フィールドとしての保育所と人材を活用した公開保育の実施

◎主な取組

- ・主任保育士、栄養士、看護師、年長児担当者、発達相談支援等の公民保育所の連携会議開催の際に、テーマに合わせた保育を公開し、保育の実践を踏まえた討議を実施する。
- ・短時間で気軽に取り組める研修の実施（発達が気になる子どもへの対応等をテーマにしたミニ講座 等）

■各施設の課題やニーズを捉えた派遣研修等の実施、園庭の無い園等に対する施設活用や保育交流の実施

◎主な取組

- ・新規開設の認可保育所等に対して、開設前から保育・給食・健康管理等について実践的な支援を専門職により実施
- ・小規模保育施設に対し園庭やプールの開放、遊具や教材の貸し出し

コロナ禍における新しい生活様式に配慮した保育支援及び研修方法の見直し

- ・保育専門実技研修を YouTube で配信を開始（運動遊び研修、危機管理研修、発達支援研修 等）
- ・登園自粛解除後の新しい生活様式を取り入れた保育について、公立保育所の取組をもとに作成した「新しい生活様式に配慮した保育事例集」を各保育施設等に配布し、各保育施設の問い合わせ窓口となり、感染予防の視点での助言・支援を継続実施

【効果】

- 机上の研修と実践の場が同じ建物で実施が可能となり、保育を直接見て学ぶ機会が提供できるようになり研修の質が向上した。
- 専用の研修室があるため、研修時間が長時間になると参加しづらい小規模施設を対象に午睡時間などを活用したミニ講座が開催できるようになり支援の幅が広がった。

3 保育所機能の強化

■公立保育所として初となる「一時預かり事業」を開始した。

- ・非定型5人、緊急一時5人（計10人）の定員で開始したが、緊急一時の利用については非定型の受入れ枠が空いている日は柔軟な対応を行っている。

■産休明け保育、医療的ケアのための環境を整備した。

- ・産休明け保育専用の保育スペースや、医療的ケア児のプライバシーに配慮した医務室を整備した。保育士、看護師、栄養士の連携のもと、衛生面や安全面に配慮した保育を行っている。

■直営給食の実施

- ・大島保育園の給食業務については直営を継続し、食事に関する個別の相談支援や民間保育所等の支援に対応している。今後の保育・子育て総合支援センターにおいては調理と栄養管理の一体的な業務執行によるノウハウの蓄積を進めていく。

【効果】

- 一時預かり事業での要支援家庭への保育の提供、産休明け児や医療的ケア児の受入れ環境を整備したことにより、公立保育所の役割として民間保育所では対応が困難な児童の受入れが可能となった。また、今後そのノウハウを蓄積し、支援の充実につなげていく取組ができるようになった。
- 地域の子育て支援や民間保育所等への支援においても、離乳食や食物アレルギーへの対応等、「食」に関する専門的な知識及び経験が求められる場面が多く、保育・子育て総合支援センターの給食業務の直営を継続することにより、専門的、実践的な支援や指導を行うことができた。

保育・子育て総合支援センターは、「公立保育所」、「地域子育て支援センター」、「区保育総合支援担当」が同じ建物の中に入り、それぞれの強みを融合させ、より効果的な支援を目指しています。

今後についても、①公立保育所の職員（保育士、看護師、栄養士）の専門性を活用した実践的な研修 ②公立保育所のノウハウを蓄積・活用した民間保育所等への運営支援 ③小規模保育施設の増加に伴う連携・支援機能の強化 ④区役所等の関係部署と連携した地域の子育て支援のセーフティーネットとしての役割など「公の施設」としての機能が求められています。

■職員の専門性の向上を図り、経験を蓄積し、地域の子育て支援や民間保育所等の支援の充実に図ります。

乳児保育、医療的ケアを含む障害児保育、発達が気になる子どもへの支援、離乳食や食物アレルギーへの対応、要支援家庭の関係部署との連携等についてノウハウを蓄積し、子育て家庭や民間保育所等の支援に活かしていきます。

■区役所等の関係部署との連携を強化します。

これまで区役所に席を置いていた保育総合支援担当（保育所等・地域連携）は保育・子育て総合支援センターに場を移しましたが、引き続き区役所内に席を設け、区役所地域みまもり支援センターとの兼務を継続しています。

今後についても、地域包括ケアシステムにおける地域のネットワークの一員として、保育・子育て総合支援センターの場を活用し、個別ケースの支援や子育てに係る人材の育成等について、区役所（地域みまもり支援センター）等の関係部署との連携を強化していきます。

■保育と子育てを取り巻く環境の変化へ対応します。

昨年の大型台風や昨今の新型コロナウイルスの感染拡大を経験し、児童の安全を確保するため、保育所の運営についても新たな対応が求められています。この間、令和2年7月には「公立保育所における台風等による風水害への対応方針」を示し、また、感染症への対応については、公立保育所の事例等を「新しい生活様式に配慮した事例集」として作成し、民間保育所等への情報共有を図ってきました。

今後も保育・子育て総合支援センターと公立保育所は、保育と子育てを取り巻く様々な変化に、公の役割として迅速・適切な対応を行っていくことが求められます。また、そのためには新しい生活様式を踏まえ、ICTの活用などにより支援手法を充実させていく必要があります。

令和3年3月開設予定 中原区保育・子育て総合支援センター

（イメージ）



○「地域子育て支援センター・研修室」と「保育所」は入口を別にするとともに、建物内も動線を別にし、保育所の安全を確保しています。

○地域子育て支援センターと研修室は、可動間仕切りで区画することにより、多様な取り組みに対応できます。

<今後の整備計画>

令和5年度開設予定・・・宮前区（土橋保育園の建替え）

令和6年度開設予定・・・多摩区（土淵保育園の建替え）